平成２１年（フ）第１７８号
石川県加賀市上野町212番地の５
債務者　佐藤亜希子
１　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月11日午後１時30分
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第９７号
熊本県人吉市下城本町1549番地16
債務者　大槻　祐己
１　決定年月日時　平成22年１月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月12日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２２年（フ）第２４６号
東京都足立区扇１丁目24―11―204
債務者　淀　　淳子
１　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３３６号
東京都板橋区若木３丁目４―11
債務者　増田　直子
１　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月16日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７号
横浜市保土ケ谷区狩場町303番地159　狩場台アパートメント802号
債務者　田中　親雄
１　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９号
横浜市西区戸部町１丁目１番地　佐久間荘２号
債務者　中山　　実
１　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８７号
長野県佐久市原628番地５
債務者　鈴木　正男
１　決定年月日時　平成22年１月13日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月17日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第１４５７号
東京都北区滝野川２丁目55番22号ラブール101号
債務者　宮崎　圭貴
１　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１４８２号
東京都世田谷区大蔵５丁目23番16号大蔵ヒルズＢ―202
債務者　平岡　京子
１　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１４９８号
東京都国立市谷保5932番地の５サンライズ国立101
債務者　森田　信吾
１　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１５００号
東京都墨田区石原３丁目19番８号メゾンマナカ302
債務者　宮内　光雄
１　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１８９６３号
東京都新宿区北新宿１丁目19―４　タウンハイツ１号館201
債務者　川野辺　実
１　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月18日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４０７号
東京都足立区関原２丁目48番24号
債務者　兼平　正男
１　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月18日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１４２６号
東京都北区西ケ原３丁目45番６号
債務者　中山　洋子
１　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月18日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１４６０号
東京都江戸川区江戸川５丁目15番地42
債務者　佐藤　　肇
１　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１４６１号
東京都墨田区東向島１丁目27番２―307号サンライトマンション
債務者　竹丸　淳之
１　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月18日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部